

第6回 公益認定等ガイドライン研究会

議事概要

日 時：令和6年10月28日（月）13:30～15:30

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web 会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、篠塚参与、鈴木参与、
溜箭参与、松元参与、宮森参与、吉井参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井総務課長、鈴木法令基準室長、坂井企画官代理

【議事】

- （１）新ガイドライン（素案）の主な変更点について
- （２）その他

【概要】

- 事務局から配布資料について説明を行った。
- 参与からの主な意見は以下のとおり。

<全体構成、第1章及び第2章について>

- ・ 「民も公益を担う社会の実現に向けて」（3頁）について、まだ実現していないと読めてしまうので、「民も公益を担う社会の更なる発展に向けて/更なる進捗に向けて」などの表現としてはどうか。
- ・ 「定款上の目的の記載例」（36頁）について、例に掲げる程度に定めることが望ましいと記載されているが、例1の「訪問介護事業等」について、具体性のレベルとして求めすぎではないか。
- ・ 「その他事業チェックポイントについて」（68頁）は、収益事業等の中の「その他の事業」と混同される懸念があるため、例えば「19の事業区分に当てはまらない事業」「事業区分非該当事業」などと名称を工夫した方がいいのではないか。
- ・ 「○を付けて箇条書き」のスタイルは今後も続けるのか。章や節の始めの部分について、原理原則や基本的な考え方が書かれていることが多く、読みやすさ、理解しやすさの観点から、地の文として記載した方がよいところもあるのではないか。また、節の単

位で改頁した方がよいのではないか。

- ・ 第1章第2節第1「認定法の目的」（4頁）のように、法の目的などの条文については、別のテキスト、別のファイルを開いて確認するという手間を省くため、参照条文を併せて掲載することを検討してはどうか。
- ・ 23頁の上から2つ目の○の「・ ・（第2節）」の記載など、参照すべき部分の記載があるものについては、その参照先の頁数も記載すると非常に親切ではないか。
- ・ 標準化前と標準化後の関係性のイメージを示した図（34頁）について、わかりやすくてよいが、更にパッと見てわかるように、「従来の標準化前の緑と青の2つについては、標準化後は申請書ではなく、年度毎の事業計画書あるいは事業報告の中に記載する」旨の一文を追加してもよいのではないか。
- ・ 定款に「訪問介護事業等」と定めることについて、先ほどの御意見の趣旨が「定款に目的を書けばよいのであって手段は書かなくてよいのではないか」ということであれば、必ずしもそうではないのではないか。例えば、青少年に学問の機会を与えることが目的である場合に、それに対する手段が奨学金の給付であり、その手段も含めて定款に記載するのが望ましいのではないか。他方、定款に手段を書く際に、手段の書き方として狭く書きすぎるのはよくないという趣旨であるとすれば完全に賛同するところ。

定款上は、例えば、目的の項目と事業の項目を別立てにして、目的を列挙し、その目的を達成するために次のような事業を行うという形で規定し、最後に「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」という形で書いておけば、事業の内容が少し変わっても、定款の変更が必要ということにはならないのではないか。必要なことは書けけれども、必要以上に縛りすぎない例の書き方を探っていただくとよいのではないか。

- ・ チェックポイントに示した事業区分だけではないということと、チェックポイントに示されていない事業区分の事業を行う場合にガイドラインのどこを確認するのかということが、もう少し分かりやすい形になっているとよいのではないか。
- ・ 助成（応募型）だけではなく、公益法人から能動的に助成を行う、公募を前提としない助成もあり得るということはわかりやすく明記してもよいのではないか。ただし、能動的に助成を行うに当たっては、公平性、透明性に一層の注意が必要となり、関係者への利益供与がないようにする、情報公開をより透明にしていける必要があることなども書いておくとうよいのではないか。

また、出資を並べて書くのは難しいという話は前回伺ったところ、出資の機会の公平性の説明が、公募型と能動的なことを想定した記載になっているので、うまく組み合わせ

せることもできるのではないか。

- ・ 先ほどの御意見に賛同する。第2章第2節「具体的な事業区分ごとの当てはめ」の44・45頁の記載について、公益目的事業該当性の判断の記載（21・22頁）や19の事業区分に含まれない事業を行う場合の詳細な説明（68・69頁）について、参照先の頁数などの案内があると読み手が迷子にならず読んでもらえるので工夫してほしい。
- ・ 「助成（応募型）」（61・62頁）について、助成の典型例として記載されているものと思うが、助成財団によっては、非公募の助成というのも非常に大事にされている。そのため、62頁の最初の2行のすぐあとに、注として、公募型あるいは応募型ではない非公募の助成については、19の事業区分に当てはまらない事業として、68頁の公益目的事業該当性のチェックポイントで確認するという点と、公募型以外も行ってもよいという点を明示的に記載した方が親切ではないか。
- ・ 前回の研究会でも監督に関する御指摘があり、「監督上の措置」と「監督処分等」という言葉の使い分けはされているかと思うが、「監督処分等」の定義付け（9頁）について、諮問の必要性との関係で触れられている箇所が登場するので、前出しする形で定義付けしたがりわかりやすくなるのではないか。

<第3章、第4章及び第5章について>

- ・ 第4章第8「認定取消しの申請」（129頁）について、毎事業年度の事業計画書や事業報告の提出による負荷が大きく、公益法人を辞めることを真剣に検討しているという話も聞くと、毎年どの程度の公益法人が公益認定の取消し申請を行っているかデータがあれば教えていただきたい。
- ・ 第5章のタイトルについて「公益法人が遵守すべき規律」となっているが、70頁以上が財務規律に関する内容が占めている。また、公益法人が遵守すべき規律という意味では、第3章「公益認定基準」にも、公益認定された後に公益法人が守らなければならない事項に関する記載がたくさんあるので、第5章は、例えば、「公益法人が遵守すべき財務規律等」としてはどうか。

加えて、第5章のタイトルのすぐ下に説明書きとして、公益法人が守るべき規律・基準は第5章だけではなく、第3章にも記載されているということを記載してはどうか。

- ・ 財務規律部分の記載が長いため、新たに第1から第4までを財務規律、第5が情報開示、残りの第6、第7、第8をその他の規律等として節としてまとめてはどうか。

＜第6章、第7章及び第8章について＞

- ・ 第6章監督について、監督の基本的考え方や立入検査の考え方がガイドラインと統合し、更新されるものであることが示されているが（219頁）、各都道府県において策定している監督や立入検査の考え方の取扱いについて、今後内閣府から具体的なアナウンスの予定があるかお伺いしたい。

平成20年と平成21年に各都道府県に対して行われた通知においては、国とできる限り同内容のものとするという趣旨であったが、今後は各都道府県が新ガイドラインを参考にしながら、監督の方針についてそれぞれで対応する形になるのか確認したい。

＜その他＞

- ・ リファレンスや用語の統一への対応はこれからであり、全ての作業が終わってからもよいと思うが、新ガイドラインが250頁近い大作になっている中で、例えば、ガイドラインの読み方、使い方といった案内を冒頭に載せると、読み手にわかりやすく、異なる立場の読者が、自分がどこから読み始めるべきかの判断の手助けになるのではないか。
- ・ 今後、ある程度薄い、簡単な、手引きのようなものを作る予定はあるか。
- ・ 様式集（資料4）を提示いただいているが、様式について今後オンライン化されているのか。

以上